

# 肉用牛の安全確保等に関する緊急要請書

東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故によって、これまでも本県産原乳や多くの野菜が出荷・摂取制限され、本県農林水産業は、風評被害を含め甚大な被害を受けてきた。

今回、本県産肉用牛から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され、さらにその牛肉が全国各地の消費者まで既に流通していた事実が確認されるなど、本県産牛肉に対する消費者の信頼を失墜させたところである。

しかも、その原因は、放射線検査対象外としていた稲わらが、実際には放射性セシウムにより汚染され、それを餌として与えたことに起因することが判明しており、国の危機管理に対する甘さが露呈したと言わざるを得ない。

今回の問題は、国策として推進されてきた原子力発電所の事故に伴う「災害」であり、対策に万全を期すことは国の責務である。

よって、国は責任をもって、次の事項を早急に実現するよう強く要請する。

## 1. 検査体制の構築

最大の安全策である牛肉の全頭検査ができるよう、と畜及びモニタリング体制を国の責任で構築すること。

## 2. 出荷制限の解除ルールの明確化

原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限を行う場合は、併せて解除するためのルールも明確に示すこと。

## 3. 畜産農家等に対する支援策の実施

- (1) 出荷制限により出荷が困難となる牛を全頭買い上げなど、畜産農家の経営を維持できる措置を早急に実施すること。
- (2) 粗飼料の現物支給など、畜産経営に必要な飼料の確保を図ること。
- (3) 今後生ずる風評被害を含め、県内の畜産農家、畜産関連団体に対する補償を国が責任をもって行うこと。

平成23年7月19日

東日本大震災復興対策本部

福島現地対策本部長 吉田 泉 様

福島県町村会

会長 佐藤 正 博